

参 考 資 料

第51号議案 業務委託契約締結の件（北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備業務）

箕 面 市

北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備業務に関する基本協定書

箕面市（以下「甲」という。）と大阪市高速電気軌道株式会社（以下「乙」という。）とは、北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備業務（以下「業務」という。）の施行について、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この協定書記載の業務協定に関し、協定書に定めるもののほか、この協定に基づく設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。

2 乙は、協定書の記載事項（設計図書を含む。）に従って業務を完了し、目的物を甲に引き渡すほか、甲の施行する北大阪急行線延伸事業（以下「事業」という。）の推進に係る技術的支援を行うものとし、甲は、その費用19,058,760,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等額」という。）1,411,760,000円を含む。以下「負担金額」という。）を負担するものとする。

3 施行方法その他目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施行方法等」という。）については、この協定書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、本協定締結後、甲が締結した次の契約（以下「工事請負契約」という。）について、甲の地位を引き継ぐものとする。

（1）甲と大林組・佐藤工業・ハンシン建設特定建設工事共同企業体との間で締結した工事請負契約（工事名：「北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第1工区）」（平成28年6月16日締結、平成30年2月19日契約変更）

（2）甲と大成建設・大日本土木・村本建設共同企業体との間で締結した工事請負契約（工事名：「北大阪急行線延伸に伴う特殊街路部整備工事（第2工区）」（平成28年6月16日締結、平成30年2月19日契約変更）

5 この業務施行に必要となる官公庁への許可申請及び第三者協議等の手続は、乙が行うものとし、甲はこれに協力する（ただし、事業認可等の事業の推進に係る手続を除く。）。

6 第2項に定める負担金額（変更後の負担金額も含む。）に占める総係費の割合は、別途甲と乙とが協議して定める。

7 第1項で定める設計図書は、工事請負契約別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書とする（当該契約が変更された場合は、変更後の設計図書）。

（業務の履行期間）

第2条 業務の履行期間は、平成30年4月1日から平成33年3月15日までとする。

（業務の履行場所）

第3条 業務の履行場所は、箕面市西宿一丁目地内から箕面市船場東三丁目地内とする。

（年度毎の業務内容等）

第4条 年度毎の業務内容及び予定金額については、社会資本整備総合交付金の交付状況等を勘案し、当該各年度当初に甲と乙とが協議して定め、年度協定を締結する。

（関連業務の調整）

第5条 甲は、乙の施行する業務及び甲の発注に係る第三者の施行する他の業務が施行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施行につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、当該第三者の行う工事の円滑な施行に協力しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、権利のうち負担金額債権に限り、あらかじめ書面による甲の承諾を得させた場合には、この限りではない。

(履行報告)

第7条 甲は、業務の施行上必要があると認めるときは、設計図書に定めるところにより、この協定の履行について乙に報告を求めることができる。

(業務記録の整備等)

第8条 乙は、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は施行写真等の記録を整備すべきものと指定したものについては、設計図書で定めるところにより、当該見本又は施行写真等の記録を整備し、これを提出しなければならない。

(貸与品)

第9条 甲から乙へ貸与する機械器具等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格及び引渡場所は、設計図書に定めるもののほか、甲が特に必要と認めるものとする。

2 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

3 乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 乙は、業務の施行の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品を直ちに甲の指定する場所に返還しなければならない。

5 乙の責めに帰すべき事由により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲が指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(用地の確保等)

第10条 甲は、用地その他設計図書において定められた業務の施行上必要な用地（以下「用地等」という。）を乙が業務の施行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 乙は、確保された用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 施行の完了、設計図書の変更等によって用地等が不用となった場合において、当該用地等に乙が所有又は管理する材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(条件変更等)

第11条 乙は、業務の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見し、必要があると認めるときは、その旨を直ちに甲に通知し、互いに確認するものとする。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 施行現場の形状、地質、湧水等の状態、施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙と協力して、直ちに調査を行うものとする。

3 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 工事目的物の変更を伴うものは甲が行う。

(2) 前号の変更を伴わないものは乙が行う。

4 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、履行期間又は負担金額を変更する必要があると認められるときは、甲と乙とが協議してこれを定める。

(設計図書の変更)

第12条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、履行期間又は負担金額を変更する必要があると認められるときは、甲と乙とが協議してこれを定める。

(業務の中止)

第13条 用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責めに帰すことができないものにより目的物等に損害を生じ、又は施行現場の状態が変動したため、乙が業務を施行できないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部の施行を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部の施行を一時中止させることができる。

3 前2項の場合において、履行期間又は負担金額を変更する必要があると認められるときは、甲と乙とが協議してこれを定める。

4 甲は、第1項又は第2項の場合において、乙が業務の続行に備え施行現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の施行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、甲と乙とが協議して定める。

(乙の請求による履行期間の延長)

第14条 乙は、天候の不良、第5条の規定に基づく関連業務の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数は、甲と乙とが協議して書面により定めなければならない。

2 甲は前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、負担金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第15条 甲は、前条その他の特別の事由により履行期間を延長し、又は短縮する必要があるときは、乙に対して書面により履行期間の延長又は短縮を求めることができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認めるときは、乙と協議の上負担金額を変更することができる。

(履行期間及び負担金額の変更方法)

第16条 履行期間及び負担金額の変更については、甲と乙とが協議して定める。

2 この協定書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、乙に損害が生じないように、甲と乙とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく負担金額の変更)

第17条 甲又は乙は、履行期間内で協定締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により負担金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して書面により負担金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務代金額（負担金額から当該請求時の出来形部分に相応する負担金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務代金額の1000分の15を超える額につき、負担金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残業務代金額及び変動後残業務代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙とが協議の上、これを定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により負担金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「協定締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく負担金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、負担金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、負担金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、負担金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、負担金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、負担金額の変更額については、甲と乙とが協議の上、これを定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第18条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を書面により直ちに甲に通知しなければならない。

（一般的損害）

- 第19条 目的物の引渡し前に、目的物又は材料について生じた損害その他業務の施行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第21条に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第20条 業務の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項本文の場合において、その損害が乙の善良な管理者の注意義務をもってしても避けることのできない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じたときは、その損害の補償については、甲と乙とが協議してその負担額を定める。
 - 3 前2項の場合その他業務の施行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

（天災その他不可抗力による損害）

- 第21条 乙は、目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲と乙のいずれの責めにも帰すことができないものにより、目的物、仮設物又は施行現場に搬入済みの検査済み材料に損害が生じたときは、甲に対して書面により損害額の50パーセントを限度として負担を求めることができる。

(負担金額の変更に代える業務内容の変更)

第22条 甲は、この協定の規定に基づいて負担金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、負担金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて業務内容を変更することができる。この場合において、変更すべき業務内容は、甲と乙が協議して定める。

(検査及び引渡し)

第23条 乙は、業務が完成したとき（設計図書に定める用地等の現状回復の完了を含む。）は、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、施行の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、第2項の検査によって施行の完了を確認した後、乙が目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けなければならない。

(負担金額の支払)

第24条 乙は、前条第2項の検査に合格し、甲に目的物の引渡しを完了した後に、書面をもって負担金額の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に負担金額を支払わなければならない。ただし、箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第10条の規定に基づき、甲が負担金額の支払いの期間を延長するよう乙に求めたときは、乙は、当該請求に応じるよう努めるものとする。

(部分使用)

第25条 甲は、第23条4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における必要な賠償額又は負担額は、甲と乙が協議して定める。

(前払金)

第26条 乙は、箕面市契約規則（昭和55年箕面市規則第40号）に基づき、甲に対して前払金の支払いを請求することができる。

2 乙は、前払金の支払いを請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、協定記載の業務完成の日を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）の保証証書の原本1通及び写し1通を甲に提出しなければならない。

3 乙は、箕面市契約規則第33条第3項の規定による前払金の支払いを請求しようとするときは、前項の手續に先立ち、甲に対し、書面により当該前払金に係る認定の請求をしなければならない。この場合において、甲は、乙から認定の請求があった日から原則7日以内に当該認定の結果を乙に通知するものとする。

4 乙は、前払金の支払後において、業務内容の変更その他の理由により負担金額を変更した結果、変更後の負担金額が当初負担金額の2割以上増加した場合において、その増加した額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額を追加請求することができる。

5 乙は、前項の変更の結果、変更後の負担金額が当初負担金額の2割以上減少した場合において、その減少した額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額（以下「超過額」という。）を

甲に返還しなければならない。ただし超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲と乙とが協議して返還額を定める。

6 乙は、前項の規定による超過額の返還請求を受けたときは、甲の指定する期間内に甲に返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第28条又は第31条の規定による支払いをしようとするときは、甲は、その支払額の中から超過額を控除することができる。

7 前項本文の場合において、乙が返還期限までに超過額を返還しないときは、乙は、その未返還額につき返還期限を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。以下「支払遅延防止法の率により計算した額」という。）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（前払金の使途制限）

第27条 乙は、前払金をこの協定に基づく業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外に使用してはならない。

2 乙は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに甲に返還しなければならない。

3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法の率により計算した額を利息として支払わなければならない。

（部分払）

第28条 乙は、施行の完了前に、業務の出来高部分及び検査済材料に相応する負担金額相当額（以下「出来高金額」という。）の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来高部分又は検査済材料の確認を甲に求めなければならない。この場合において、甲は、乙の立会いを求め、遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

3 第23条第2項の規定は、前項の検査について準用する。

4 乙は、第2項の規定による確認があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 部分払の額は、次の式により算定する。

$$\text{部分払の額} \leq \text{出来高金額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{負担金額})$$

6 第4項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額から既に部分払の対象となった出来高金額を控除した額」とする。

7 乙は、前各項の規定にかかわらず、国等の交付金等の対象となる業務に係る経費で甲が必要と認めるものについては、出来高金額の10分の10以内の額について、部分払を請求することができる。

（部分引渡し）

第29条 目的物について、甲が設計図書において施行の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第23条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「目的物」とあるのは「指定部分に係る目的物」と、第24条中「負担金額」とあるのは「部分引渡しに係る負担金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(瑕疵担保)

第30条 目的物に瑕疵があるときは、平成30年4月1日以降の原因に基づいて発生した瑕疵に限り、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第23条第4項（前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、甲は、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

4 乙が、甲の指定する期間内に、瑕疵の修補に応じないときは、甲は、乙に代わりこれを行うことができるものとし、その費用は乙が負担する。

(履行遅延の場合における違約金等)

第31条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完成することができない場合においては、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、負担金額から部分引渡しを受けた部分に相応する負担金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率により計算した額とする。

3 乙が、この協定に基づく違約金、損害金又は賠償金等を甲の指定する期間内に支払わなかったときは、甲は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息の支払いを乙に請求することができる。

4 甲の責めに帰すべき事由により第24条第2項（第29条において準用する場合も含む。）の規定による負担金額の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続きを要せず即時この協定を解除することができる。

(1) 乙がこの協定に違反し、その違反によりこの協定の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 乙において破産の申し立てを受け、又は自ら破産、会社更生、民事再生の申し立てをしたとき、及び支払いを停止したとき。

(3) 甲の承諾なくして施行現場を放棄したとき。

(4) 第34条第1項の規定によらないでこの協定の解除を申し出たとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設業務の請負協定を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

とき。

へ 下請契約又は資材原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの協定が解除された場合においては、乙は、負担金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第33条 甲は、業務が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この協定を解除することができる。

（乙の解除権）

第34条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 第12条の規定により設計図書を変更したため負担金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第13条の規定による業務の施行の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの協定に違反し、その違反によってこの協定の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの協定を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第35条 甲は、この協定が解除された場合においては、出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する負担金額を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の場合において、第26条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第28条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来高部分に相応する負担金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第32条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法の率により計算した額の利息を付した額を、解除が第33条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、この協定が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、この協定が解除された場合において、用地等に乙が所有又は管理する材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに

要した費用を負担しなければならない。

- 7 第4項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、この協定の解除が第32条の規定によるときは甲が定め、第33条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段及び第5項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金等の請求)

第36条 乙がこの協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から負担金額支払いの日まで支払遅延防止法の率により計算した額の利息を付した額と、甲の支払うべき負担金額とを相殺し、なお不足があるときは請求する。

- 2 前項の請求をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法の率により計算した額の延滞金を請求する。

(消費税等額の変動)

第37条 この協定締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この協定をなんら変更することなく協定金額に相当額を加減して支払う。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第38条 第1条第2項で定める負担金額のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく負担金額については、甲の当該負担金額にかかる翌年度以降の歳出予算に減額又は削除があったとき、甲は、当該金額を変更することができる。

(協定の成立)

第39条 この協定は仮協定であり、箕面市議会の議決がなされたとき本協定となるものとする。

(補 則)

第40条 この協定書に定めのない事項については、箕面市契約規則、箕面市会計規則、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法その他関係諸法令の規定に従うものとし、その他は必要に応じて甲と乙とが誠実に協議して定めるものとする。

平成30年2月19日

甲 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 倉田 哲郎 印

乙 大阪市西区九条南一丁目12番62号
大阪市高速電気軌道株式会社
代表取締役 塩谷 智弘 印

